

平成30年1月23日

松阪市議会

議長 山 本 芳 敬 様

松阪市議会運営委員会

委員長 西 村 友 志

議会運営委員会行政視察調査報告書

下記のとおり、議会運営委員会の行政視察調査を行いましたのでご報告いたします。

記

- 1 視察目的 議会運営委員会行政視察調査
- 2 視 察 先 栃木県栃木市、神奈川県厚木市
- 3 視察期間 平成30年1月11日（木）～12日（金）2日間
- 4 視察委員 西村 友志委員長、大平 勇副委員長、楠谷さゆり委員、米倉 芳周委員、
深田 龍委員、沖 和哉委員、坂口 秀夫委員、植松 泰之委員、
久松 倫生委員
正副議長 山本 芳敬議長、山本 節副議長
随行職員 刀根 薫議会事務局次長、三木 敦議会事務局議事担当主幹

5 視察経過

（1）栃木市 1月11日 13:25～14:56

- ・あいさつ 千葉正弘栃木市議会議長、西村友志松阪市議会運営委員長
- ・調査項目 議会改革の取り組みについて（タブレット端末導入、議員政策提案など）
説明者 天谷浩明栃木市議会議員、千葉正弘栃木市議会議長
- ・内容 別紙添付資料参照

《目 的》

栃木市は面積 331 k m²と松阪市の半分ではあるが、人口は 160,311 人で予算規模も 663 億円、自主財源比率 48%、一人当たり所得 290 万円と松阪市とほぼ同様の規模である。また、街並みは古く、江戸時代には宿場町として栄え、かつ「商人の町」として

発展し、現在、古い蔵づくりの建物を中心に観光振興を行っているところなども松阪市とよく似たところがある。

その栃木市の議会が「議会改革検討委員会」を設置し、議会改革として様々な施策を行っている現状において、①タブレット導入 と②議員政策提案、この2点に焦点をあて視察研修を行った。今後、松阪市議会運営においての参考にと考える。

《調査内容》

1 タブレット端末導入について

(1) タブレット導入までの経緯と課題



▲栃木市役所にて研修

① 導入に際しての課題

平成26年8月より議会改革検討委員会にて導入について検討を開始した。その中で、導入にあたりワーキンググループを設置し、ICT化アンケートを含め、調査研究を行う。その際、議論となった事項は次のとおり

- 1 議会にとっての有効性はあるのか。
- 2 議員全員が使用可能であるか。

- 3 導入は議会先行でよいのか。執行部と同時にすべきか。
- 4 導入費用にあたっての費用負担はどうするのか。
- 5 使用する範囲の設定はどうするのか。
- 6 タブレットで議案審議ができるのか。

② 各議員から意見の集約

議論となった事項について議員より意見集約し、議員全員協議会で議論する。

平成27年10月に導入を全員協議会で決定し、28年度予算に計上する。

そして、平成28年度5月に使用基準等の決定や環境設備を行う。

1 通信費の負担について

負担割合は、公費6分の4、政務活動費6分の1、自己負担6分の1に決定。

(自己負担額は一人当たり月額680円)

2 ペーパーレスの範囲について

どの程度、ペーパーレス化が可能かの検討がされたが、導入時は紙ベースと併用を実施する。現在は、予算書、決算書以外は完全ペーパーレス化が実現。

3 端末機器の選定について

先進地事例等を経て端末機器はiPad Air2 WiFi+Cellularモデルに決定する。

また、通信プランは全端末合計で毎月100GBと決定する。

現在は一人平均2.5GB、全体では79GBが最高である

4 通信環境の整備と導入コストについて

WiFi アクセスポイントを 4 カ所設置し、議場エリアをカバーする。

導入時インシャルコストは 165 万円となる。内訳は、初期設定、講習会等に 38 万円、契約手数料に 12 万円、設備工事に 102 万円、その他 13 万円となる。

ランニングコストは年間 324 万円、月額 27 万円である。

(2) タブレット使用開始

計 4 回の事務局研修会、議員研修会の開催を経て平成 28 年 6 月より使用を開始する。

① タブレット導入後の効果

1 ペーパーレス化により経費削減

連絡事項通知、会議開催通知、各会議資料、本会議資料、委員会資料等の資料を執行部が作成し、PDF 化で SideBooks へアップロードし、各議員へ送信することにより、紙媒体が不要になる。

年間、紙代 19 万円、印刷代 60 万円、郵送代 12 万円、その他電話代、FAX 代等の通信費等、また、それらに係る人件費が削減された。

2 スケジュール管理が容易

連絡や日程調整、会議等の出欠確認、議長・副議長の予定をカレンダー機能で議員と事務局との情報共有が可能となる。

3 災害時の現場撮影、連絡手段に利用

4 議員と事務局との連絡ツールとして利用

5 過去の会議資料の確認

6 議会報告会での活用

7 行政視察での活用

② 今後の課題

1 予算書、決算書はタブレットでは見づらく実用ができなもので、今後もこの資料に関しては、紙資料となる。

2 一般質問では活用しているが、議案審議では活用していない。活用の幅を広げる必要がある。

3 肝心の市執行部が未だタブレットの導入がされていない。早期の導入を促すためにも議会側からの導入提案を行う予定。

2 議員政策提案について

(1) 政策研究会の設置目的と役目

各議員から提案のあった事項を議会改革検討委員会にて議論し、取り組むべき案件を選定し実現へ向けて行動するにあたり、議員政策提案を行うため、平成 27 年 7 月に議会及び議員の政策提言能力向上を図る目的で「政策研究会」を設置した。研究会は幹事会、全体会で組織する。

① 幹事会

10名の議員で組織し、調査、研究を行い、政策を提言する。

② 全体会

議員全体で組織し、幹事会での調査・研究事項について議論し、提言事項の内容を判断する。

(2) 政策提案の実績

「栃木市自転車の安全な利用に関する条例」を栃木市議会では初めてとなる条例を策定する。議員全員が一丸となつての提案した手作りの条例である。

この条例は、市民が自転車のルールをよく理解し、安全に楽しく自転車の利用ができるように制定されたものである。

平成29年9月の定例会で提案され、可決された。平成30年4月1日より施行される。

(3) 条例のPR活動

「栃木市自転車の安全な利用に関する条例」の解説版、啓発版、こども用啓発版を作成し、議員全員で街頭配布等を行い、市民へPRをする。

(4) 「栃木市自転車の安全な利用に関する条例」内容（別紙資料）

《所 感》

栃木市の議会改革の取組みとしてタブレット端末導入と栃木市議会初の議員政策提案による「栃木市自転車の安全な利用に関する条例」について研修を行い、非常に内容のある視察であった。

タブレット導入に関しては、予算書、決算書のみが紙資料となり、完全なるペーパーレス化には至っていないものの、事務局や執行部との連絡、過去の議事資料が即座に閲覧できる等、他の様々なメリットが多くあることに感銘を受けた。しかしながら一方では内容量の多い資料や各自がページごとに記すメモ記録、また、議論中に即座に確認できる等、紙資料の使い勝手の良さを重要視する議員にとってはストレスとなるツールでもあることは確かである。未だ市執行部が導入に至っていないのも納得できると感じた。

今後、松阪市議会においてもタブレット導入に関して、様々な議論がなされることは予想されるが、あまりどちらにするかに偏るより、紙資料の良さとタブレットの利点を上手く調和させた利用を考えるのも一つの方法であるとも思える。

また、タブレット導入に際しては、あまり費用対効果の利点は見いだせなかった。寧ろ年間ランニングコストは高いと感じた。

導入に際しては、議会単独導入ではなく、執行部とも調和がとれる導入体制を構築することを考慮する必要があると考える。

次に議員政策提案に関しては、策定された条例内容は基より、この度、説明頂いた千葉議員（議会改革検討委員長）がおっしゃった「とにかく、議会・議員として政策提案を実行することが大きな目標であった」という言葉が印象に残った。この言葉に秘められた様々な思いを感じ、同じ議員として感銘を受けた。議会が時間をかけ初めて一つの条例を議員全体で作上げ、完成させたことは非常に意義あることだと考える。

これらの事例研修は、これからの松阪市議会運営の一つの方向性を見出せた行政視察であった。

(2) 厚木市 1月12日 10:00～11:36

・あいさつ 難波達哉厚木市議会議長、西村友志松阪市議会運営委員長

・調査項目 議会改革の取り組みについて（通年会期など）

説明者 川口ひとし厚木市議会議員

・内容 別紙添付資料参照

・研修 平成27年議会基本条例の制定と施行。評価検証委員会を最近、設置した。

平成21年頃から議会改革を開始、厚木市自治基本条例の制定と共に議会改革も一緒に行っていくということで始動。議会の在り方検討会がスタート

諮問内容については、資料1自治基本条例の議会に関する内容の検討を開始『議会の在り方検討会（公開）⇔議会運営委員会（非公開）⇔議長⇔会派代表者会議』。代表者会議で各会派で検討してもらいたい項目を募る。その後、どう取り扱うかも代表者会議で協議・決定している。専門的知見については、講師をお呼びし研修を行っている。

【議会報告会】

議会報告会については、広報公聴特別委員会が主体となっている。会派の枠を超えて協力合っている。議会事務局に負担をかけないようにしている。一般を対象にすると参加者の減や職員の参加が目立つ。

地域の団体を対象に行い始めた。団体から出して頂いたテーマに沿って報告会を第八回目あたりから行っている。自治会や大学生、青年会議所、警察署、商工会議所、子ども会等々。各団体の苦勞している部分の意見交換が可能。常任委員会毎で4回行っている。その内、一回は市民を対象、残り3回を関係団体との報告会を実施。出た意見や要望の取り扱いについては、広報公聴特別委員会でき取りまとめてその後の対応を検討する。

【意見陳述】

請願者が意見を申し出たい場合は担当常任委員会で検討。

現状ではこれまで出た請願はすべて受けている。

【決算議案の分割付託】

平成24年から決算の分割付託を実施。議案付加分をどう取り扱うかが課題。

【自由討議】

常任委員会で設けても、なかなかできない。陳情についての自由討議を行ったが（休憩中）、審査のなかでも自由討議は成り立つのではという意見がでた。正直、手探り状況。

【子ども議会】

市政50周年事業として開催。市と教育委員会の共催。平成26年に60周年カウントダウン事業として議会主催で再開。

一回目は小学校5～中学3年生の29人が参加。将来に対する希望や機体についてをテーマに実施。二年に一回の開催として決めた。選挙年は避ける。二回目は中学生だけに絞

り実施。議長職も中学生に行ってもらった。再質問は一回だけ。質問としては、議会、執行部は関わっていないが、教育委員会の方で取りまとめている。先生方が頑張っている。質問の内容も様々であり、小さいことからおおきなことまで。市長サイドは大変だと聞いている。

8月の中旬・下旬。リハーサルも行っている。中学生だと部活もあって重ならないような時期に実施。

【通年会期制】

平成23年3月からの諮問がスタート。3年ほど時間をかけて執行部と協議してきた。

平成27年1月から実施することを決定。選挙年だけ二回の会期が発生する。

専決事項について、歳出が関係することを専決として認めたくなかったが、執行部が単独で判断できないことや市民の不利益を被るものについては認めた。

通年会期制では議長が招集するが、改選後の最初の議会だけは市長招集となる。

名称も選挙の年だけややこしくなる。他の市議会では柏崎、鳥羽市、常総市等々…。基本、請願等は一議会中に一度しかだせないが、定例会毎に出せるように運営している。



▲厚木市役所にて研修

12月に出た議案が決着しない場合は継続審査とすることができる。(議長会に判断を仰いだ) メリット・デメリットをよく聞かれるが、あまり大きなものはない。大きな変化が生まれると執行部との摩擦が生まれる可能性はある。

議会発信で何かしたいときは、いつでも招集できるのは良い事だと認識している。権限移譲や要望として意見書を出す際は、急遽対応できる。

【議会基本条例】

できる改革を行っていく。必要な時に議会基本条例を策定するというスタンスで始まった。(条例ありきの改革ではない) したがって、策定もしやすかった。平成27年8月施行。

第五条に災害時の項目や第十条に議員連盟の項目を取り入れたことは特徴的である。閉会期間がない通年会期制となっている。他の議会では年末年始を閉会するケースもある。通年会期制にしたから変わった点はない。例規との整合性はとる必要がある。

【タブレット端末の導入】

現状、執行部に予算を要求中。決まれば来年度の8月からスタートできる。

《所 感》

今回、厚木市議会をテーマは「議会改革」について学ぶため。その中でも、「通年会期制」は松阪市でもこのテーマを議会改革のテーマのひとつに掲げているなかで、この制度

を導入した厚木市議会の現状をお聞きした。しかし、大きな変化はないということだった。むしろ専決事項をどう扱うかということについて、執行部サイドにより多くの項目を認めていることにより議会の存在が本来の機能を果たせていない領域が広がっているようにも受け取れた。それは厚木市をひとつの事例に捉えての話だが、松阪市でも必ず通年会期制を導入する際には、執行部の専決事項については議論しなければならない。一方で、通年会期制にすることで、いつでも議会を開けるという可能性はより柔軟性を生んでいることは間違いのない事実でもある。現状として厚木市では広がった可能性をまだ行使するケースがないだけなのかもしれない。

その他、厚木市から学んだ点で興味深かったのは「議会の在り方検討会」の設置だった。議会内で取り組むべきテーマを吸い上げ、取り組むべき項目を決定し、実行・検証までおこなっている仕組みを作り、この検討会が主になって取り組んでいる。松阪市でも議会改革特別委員会と作業部会で同様の取り組みを行っているが、よりシステムチックになっていて、特に検証まで行っている点は今後、松阪市議会でも必要な視点であると思う。

今回は、議会改革というテーマのなかでご説明・ご答弁いただいた相手が厚木市議会の議員であったことから松阪市議会のことについても情報提供を行い、双方にとって有意義な意見交換ができたと思う。その中身では、厚木市議会では課題になっていることも松阪市議会の手法をお伝えすることで松阪市議会の良さを議会運営委員みんなが改めて認識することもできた視察となった。

【別紙資料】

栃木市自転車の安全な利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車利用者、歩行者及び自動車等を利用する者（以下「自動車等利用者」という。）の相互に思いやりのある通行の確保並びに自転車利用者の自転車の安全な利用の促進を図り、もって安全安心な交通環境づくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全及び自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民、事業者、関係団体等との連携及び協力の下、自転車の安全な利用を促進し、自転車の安全で快適な利用環境の向上を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、学校、地域等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第5条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、乳幼児、障がい者、高齢者その他の歩行者の安全に配慮しなければならない。

3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備、反射材等の装着その他の交通安全対策に努めるとともに、盗難防止のための鍵の取付け及び施錠の徹底に努めなければならない。

5 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育、指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒の発達の段階に応じた適切な自転車及び自転車の安全な利用に供する器具の使用に努めなければならない。

3 自転車を利用する幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒の自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、自転車を利用する従業員の自転車損害賠償保険等への加入を促進するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市及び警察が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車小売業者等」という。）は、自転車を購入し、又は借り受けようとする者に対し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害賠償保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者等は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

(自動車等利用者の責務)

第10条 自動車等利用者は、自転車が車両であることを認識し、自転車の安全かつ円滑な通行に配慮するよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育)

第11条 市は、幼児、児童及び生徒、高齢者その他の市民に対し、それぞれの特性に応じ、自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うよう努めるものとする。

第12条 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、その発達の段階に応じ、自転車交通安全教育を行うものとする。

(高齢者の家族等の声かけや助言)

第13条 高齢者の家族等や地域住民は、自転車を利用する高齢者に対し、自転車の安全な利用に関す

る声かけや助言を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、警察、関係団体等と連携し、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図るための広報及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する情報の提供並びに助言を行うよう努めるものとする。

(自転車安全利用の日)

第15条 市は、自転車の安全な利用に関する市民の理解を深めるため、毎月8日を自転車安全利用の日とし、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

(道路環境の整備)

第16条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車利用者及び自動車等利用者が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委 任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。